

上智大学

2021年度一般選抜（学部学科試験・共通テスト併用型）

学部学科試験サンプル問題

文学部 哲学科

【学部学科試験名】

哲学への関心および読解力・思考力・表現力を問う試験

【試験時間】 75分

※サンプル問題の出題形式は例であり、問題数は本試験と異なる場合があります。

① ジョン・ロールズの『正義論』に関する以下の文章を読み、後の問いに与えられた字数で答えなさい。
(原稿用紙は横書きで使用する)

彼〔ロールズ〕は、伝統的な社会契約説が「自然状態」と呼び慣わしてきたものを、〈自由で平等な人びとが、自分たちが営む社会の根本的あり方を前もって取り決めるための討議の場〉と読み変えて、これを「原初状態」と命名する。「原初状態」とはいわば社会生活のゲームを始める前に、必要なルールを参加者全員で話し合っただけの場のことであり、ロールズはその契約場に三つの性格づけを与えている。まず参加者（＝契約当事者たち）に対して、①情報、②動機づけの二方面の制約が課せられている。まず情報に関しては、「無知のヴェール」をかぶせる。すなわち当事者たちは、これから形成する社会についての一般的情報はもっているけれども、その社会で自分がどのような地位につくかに関して知らされていないものと想定する。

(*) 動機づけについては、自然状態のままでは共倒れしてしまうとの「恐怖」に駆られて社会契約を結ぶ（ホブズ流の強い利己心）というのでも、自然状態でも人びとは互いに「あわれみの情」をもって交感しあえる（ルソー流の強い利他心）というのでもなく、社会をつくるのに最低限必要な動機だけを当事者に担わせる。これが「相互に利害関心をもたない合理性」であり、人びとはお互いの境遇にねたみや優越感を抱くことなく、自分の状況の改善だけを冷静かつ合理的に推進するものとされる（他者の状態に対する単純な無関心ではない）。〔この〕条件に加えて、決めるべきルールの形式（③「正義概念が満たすべき形式的制約」）も、当事者があらかじめ了解していると仮定する。この了解事項とは、原初状態でいったん採択された社会正義の契約条項が、例外を認めず（一般性、普遍性）、変更もきかず（最終性）、対立する諸要求を適切に処理でき（順序づけ）、全員が納得して受け入れた原理の形をとって周知徹底されるものでなければならない（公示性）というものである。

(川本隆史著『現代倫理学の冒険』、創文社、1995年)

注：「自然状態」とは社会契約説において、政治秩序が存在しない前国家的状況において想定される人間の社会状態（例えば「万人の万人に対する闘争」の状態）をいう。

- 問1 (*) には「無知のヴェール」がかぶせられる理由を述べる文章が入る。内容としてふさわしい文を作成しなさい。(50～100字)
- 問2 文中の「動機づけ」を「相互に利害関心をもたない合理性」に限定することの意義を述べなさい。(180～200字)
- 問3 「自然状態」に代えてロールズが「原初状態」を導入したことについて考えを述べなさい。(360～400字)

2 以下の5つの哲学的問いの中から、あなたが大学で哲学を専門に勉強するようになった場合に最も関心を持つと思われるものを1つ選択し、論述の冒頭に自身の選んだ問いのテーマ（a.～e.）に相当する記号を記した上で、400字以上 600字以内で、その選択したテーマについて現時点でのあなたの考えを自由に述べなさい。（原稿用紙は横書きで使用する）

- a. 「凡そ人は如何に生きるべきか」というソクラテスの問いにはどのような特徴があるのだろうか？
- b. 美と真理は一致するのだろうか？
- c. 哲学と心理学はどのように異なった学問であるのか？
- d. 普遍的な倫理はあり得るのだろうか？
- e. 哲学に定まった〈方法〉は存在するのか？

1

問 1 (評価基準)

- (1) テキストの論理構造およびレトリックの相応しい理解を問う問題である。
- (2) 「無知のヴェール」とはテキストでは「その社会で自分がどのような地位につくかに関して知らされていない」こととして述べられており、そうすべき理由が問われている。
- (3) 話し合いの主題となる社会において、自身がどのような地位、役割をもつことになるかあらかじめ知られていた場合に起こる、話し合い上の困難が指摘されていれば正解とする。あるいはそれを反転させた意味で、無知であるが上にもっとも不利な立場に置かれる人の立場を配慮して議論をすることが可能になることが指摘されていれば正解とする。

(模範解答 A)

事前に個別の情報を知ってしまうと、自分の地位に有利な契約条項を言い立てることに終始し、合意が成立しないから。

(模範解答 B)

事前に個別の情報を知らなければ、自分がどの立場に置かれるかわからず、自ずと最悪の立場に配慮した議論ができるようになるから。

問 2 (評価基準)

- (1) 文中のキーワード(「相互に利害関心をもたない合理性」)の文脈に沿った正確な理解を問う問題である。
- (2) このキーワードは、社会のあり方を議論する場における「②動機づけ」に課せられる「制約」を説明するものである。文中ではこの制約がない場合に、議論が人間の自然を利他とするか利己とするかという想定に左右されたり、利他—利己の二項対立に陥ったり、妬みや優越感などの感情的な対立によって錯綜するなどの困難が想定されている。
- (3) 動機づけに関わるテキストの範囲(「動機づけについては．．．無関心ではない」)に述べられている困難が除去、軽減されることが意義として指摘されていれば正解とする。

(模範解答)

話し合いで他者からの影響に左右されないことにこの合理性の利点がある。この合理性に基づくことで、皆が利他的でなければ、あるいは皆が利己的でなければ提案がうまくいかないなどの議論上の条件に左右されず、また自身が或る意見を持つことに対して他者から受ける羨望や侮蔑などを免れて、自分の意見と望みにしたがって建設すべき社会のあり方(例えば公平な社会、競争的な社会、美的な社会など)について論ずることができる。

問3 (評価基準)

- (1) テキストで使われるキーワードと論点を立体的に理解し、テキストの提示する問題の文脈を尊重しつつ自身の考えを論理的に表現できるかを問う問題である。
- (2) 「原初状態」と「自然状態」の相違が理解されたうえで、「原初状態」の意義が解答者の見解として論理的に表現されていれば高く評価される。
- (3) キーワードの解説ではなく、そこから思想家の着想の根幹を読みとり、自身の思考に取り込むことが求められる。筆者の意見を正確に読み取り、テキストとしっかり対話することで、哲学的思考は具体性を失わず堅実に展開する。筆者の論点と自身の関心の中に、適当な接点を見つけて、議論を展開できるかどうかのポイント。

(模範解答)

自然状態を唱える社会契約説は人間がどのような状態において自然であるかを前提的に想定する。ホッブズは「万人の万人に対する闘争」であるし、ロックなら私有財産制度にもとづく囲い込み以前の、各人の必要が十分に満たされている限りでの平和な状態であろう。しかしそこには難しさもある。この想定にもとづく限り、議論はつねに論者各自の利害関心に振り回される。というのもホッブズにおいてははじめから、ロックの場合にも、必要が十分に満たされない場合にはやはり、闘争状態があり、一つの社会において一方の立場にある者の利益は他方の立場にある者の不利益となるからである。原初状態は形成されるべき社会のあり方を討議する場であって、それ以前にどのような自然も想定しておらず、そこで参加者はただ自身ののぞむ社会を前提的想定なしに論ずるよりほかない。無知のヴェールにも助けられて、原初状態は包み隠さず話すという開かれた討議の場となる。

2

(出題の意図と評価基準)

1. 出題の意図

哲学の歴史において長く重層的な土壌を有する〈問い〉を理解し、その問いが問うている中心的なポイントへ向けて、本学科で勉学することを志望する受験生たちが（現段階で）どのように応答するかを問題の狙いとする。併せて、受験生が哲学的問題に対してどの程度の創意と思考力を示せるのかを試す。

2. 評価基準

選択した問いそれぞれが有する問題脈絡を一定の的確な理解を通して捉えることができるか、また問いの有する問題地平の射程と奥行きにどこまで迫ることのできる論述を為すことができるかが、評価の基準とする。

- a. 「『凡そ人は如何に生きるべきか』というソクラテス的問いにはどのような特徴があるのだろうか?」については、日常的な「何をしようか」という問いを超えていながら、差し迫って応答するような要請を有さず、多様な観点からの熟慮を含む問いであるが、倫理的 - 道徳的考慮はこの問いの下に為される必然的な一つの考慮であることがポイント。
- b. 「美と真理は一致するのだろうか?」については、西洋の古代哲学以来、哲学の真理要求と芸術の模倣（ミメシス）の間の軋轢から近代美学の成立を通してどのような問題を生み、またこの対立が 20 世紀の「芸術の真理」への新たな思索によって超克されるようになったが哲学史的背景。
- c. 「哲学と心理学はどのように異なった学問であるのか?」という問いは、高校生の関心から質問を受ける問いでもあるが、基本的に心理学は人間の心の在り方を学問対象とするが、経験上のデータを基礎として一定の方法に基づく科学（精神科学）であるのに対して、哲学は人間の心や精神を考察の課題とする場合にも、心や精神といった主題がどのように問われ考究の課題となり得るのかを先ず長い道程をもつての究明を必要とするという相違を指摘することが重要である。
- d. 「普遍的な倫理はあり得るのだろうか?」という問いは、イマヌエル・カントに代表される〈(実践) 理性の事実〉からの道徳法則を普遍的倫理が成り立つ根拠とする立場に対して、このような倫理の普遍主義的-自由主義的理解に対して異なった倫理のコンセプト（共同体主義や実存主義からの倫理の構想）を問題化する。
- e. 「哲学に定まった〈方法〉は存在するのか?」という問いは、哲学に特有な学問性が存するとしたならば、その学問性とは近代西欧の経験科学の〈学理解〉を規範とする方法の問題とは凡そ異なった圏域で考えられねばならない（哲学は決して科学性や学問一般を尺度とするものではない）ことがポイントである。

以上、中心ポイントは挙示できるが、どの設問についても、いわゆる〈模範解答〉といったようなものは存し得ない（この事態そのものが、哲学的問いの本質を成す）。